

第2回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会 会議録要旨

1 開催日時 令和5年11月17日(金) 午前9時30分開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎3階災害対策室

3 出席委員

会長	鈴木 文彦	委員	鈴木 利和
副会長	小島 悟	委員	西田 隆司
委員	高橋 直人	委員	小野 喜実
委員	鈴木 一三	委員	東原 良仁
委員	佐川 正和	委員	安藤 洋子
委員	成田 斉	委員	久木田 良子
委員	高橋 晴樹	委員	山上 拓也
委員	深山 宏樹		

(代理出席)

委員	小松 直人 代理 成松
委員	正能 俊輔 代理 松田

(欠席委員)

委員	村山 直樹
委員	小泉 和美
委員	小泉 友幸
委員	吉田 文雄

4 出席職員

企画政策部次長兼企画政策課長	平野 剛志
企画政策部企画政策課 副参事	勝畑 孝光
企画政策部企画政策課 主査	佐伯 洋輔
企画政策部企画政策課 主任主事	戸田 直斗

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	3人
傍聴人数	0人

6 議 題

- (1) 市内公共交通の現況について（鉄道）
- (2) 地域公共交通計画事業の令和5年度取組の進捗状況について
- (3) デマンド交通実証事業の状況（令和4年10月～令和5年9月分）
及び今後の取組について
- (4) その他

7 議 事

<p>事務局 (勝畑副参事)</p>	<p>本日は、お忙しい中ご出席いただきまして 誠にありがとうございます。 定刻となりましたので、ただ今から、令和5年度第2回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会を開催いたします。 会議に入ります前に、本日の出席者数について報告いたします。 本日の出席者は、17名でございます。 全委員21名の過半数の出席をいただいておりますので、協議会規約第8条の規定により会議は成立いたします。 なお、村山委員、小泉和美委員、小泉友幸委員、吉田委員は所用のため欠席との連絡をいただいております。 また、所要のため、小松委員の代理で成松様、正能委員の代理で松田様にご出席いただいておりますので、ご報告いたします。 次に、配布いたしました資料を確認させていただきます。 まず、先にご送付させていただいております、「会議次第」「会議資料」と本日机の上に配布させていただきました「追加の会議資料」、「委員名簿」の以上4点でございます。資料の配布漏れはございませんか。 なお、追加の会議資料は、令和5年10月1日の道路運送法の改正に伴い、袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会規約の改正をする必要がございますので、それについてお諮りするものです。事前に資料送付ができず大変申し訳ありませんでした。 詳細については、議題4その他の中でご説明させていただきます。</p> <p>続きまして、鈴木会長より、ご挨拶を賜りたいと存じます。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
<p>事務局 (勝畑副参事)</p>	<p>鈴木会長ありがとうございました。</p> <p>議事に入ります前に、本会議の公開について説明させていただきます。 本会議は「袖ヶ浦市附属機関等の会議の公開に関する要綱」に規定されております「附属機関等」に属しますので、原則公開することとし、</p>

	<p>会議録につきましては、発言者の氏名を記載し、要点筆記により調製のうえ公開してまいりますのでご了承願います。</p> <p>それでは、協議会規約第7条第1項の規程により、会長が会議の議長となることとなっておりますので、これからの議事進行を鈴木会長にお願いしたいと存じます。どうぞ、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、規約によりまして、私が議長の役目を務めさせていただきます。ご協力の程よろしく願いいたします。</p> <p>次第3 議題1 「市内公共交通の現況について（鉄道）」事務局より説明をお願いします。</p>
議長 (鈴木会長)	
事務局 (佐伯主査)	(事務局より、資料1に基づき説明)
議長 (鈴木会長)	<p>ありがとうございました。質疑に入る前に、鉄道の現状について、東日本旅客鉄道株式会社正能委員代理松田様から説明していただきたいと思えます。</p>
正能委員代理者	(正能委員代理者説明)
議長 (鈴木会長)	<p>ありがとうございました。それでは、質疑をお受けしたいと思えます。ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。なお、複数質問がある場合も、おひとつずつ質問をお願いいたします。</p>
	(質疑なし)
	<p>それでは議題1につきましては終了といたします。</p> <p>次の議題に移ります。議題2「地域公共交通計画事業の令和5年度取組の進捗状況について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (佐伯主査)	(事務局より、資料2に基づき説明)
議長 (鈴木会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>質疑に入る前に、地域公共交通計画事業の取組について、各事業者が</p>

	実施した内容があればご報告いただきたいと思いますがいかがでしょうか。
深山委員	(深山委員説明)
議長 (鈴木会長)	他にはございますか。
小松委員代理者	(小松委員代理者説明)
議長 (鈴木会長)	他にはございますが。
鈴木利和委員	(鈴木利和委員説明)
議長 (鈴木会長)	他にはございますか。
高橋晴樹委員	(高橋晴樹委員説明)
議長 (鈴木会長)	ありがとうございました。それでは、質疑をお受けしたいと思います。ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。なお、複数質問がある場合も、おひとつずつ質問をお願いいたします。
成田委員	取組の進捗状況ということですが、今後の取組についても、検討中なら検討中でもよいので、資料の中に追加することをご検討いただきたいと思いますがいかがでしょうか。
事務局 (佐伯主査)	今後の取組について追記し、改めて資料としてお示しします。
議長 (鈴木会長)	その他にはございませんか。 先ほど各社からご報告いただいた運転手の確保についてなどについて、全国の交通に係る最も大きな課題とっていいのではないかと思います。そういう意味では、実際に運営されている企業の問題というより

<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>は地域全体の問題として捉える必要があると思います。</p> <p>例えば、この意識啓発の促す利用促進活動という中に、運転者という職業の魅力を伝えるような内容を併せて考えると、それぞれの取組に運転者の確保という考え方を織り込みながらやる必要があると思います。</p> <p>それでは議題2「地域公共交通計画事業の令和5年度取組の進捗状況について」は、終了といたします。</p>
<p>事務局 (戸田主任主事)</p>	<p>次に議題3「デマンド交通実証事業の状況（令和4年10月～令和5年9月分）及び今後の取組について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局より、資料3に基づき説明)</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>ありがとうございます。それでは、質疑をお受けしたいと思います。</p> <p>ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。なお、複数質問がある場合も、おひとつずつ質問をお願いいたします。</p>
<p>成田委員</p>	<p>資料3の12ページ(1)について、本文中に「交通事業者等の関係機関と調整の上」という説明がございます。</p> <p>これについて具体的な調整先と時期などをご説明いただければと思います。</p>
<p>事務局 (戸田主任主事)</p>	<p>市内のバス事業者及びタクシー事業者に10月中に回らせていただき、特に本件に対するご意見はいただきませんでした。</p> <p>バス事業者については、10月12日に小湊鉄道様、10月13日に日東交通様に直接訪問して、説明いたしました。</p> <p>タクシー事業者については、10月12日にウルマツアーリングサービス様、姉ヶ崎タクシー様には直接訪問して、説明いたしました。石原タクシー様に置かれましては、ご訪問の日程調整でご連絡差し上げた際に電話での説明のみで問題ないとのことだったので、電話で説明いたしました。</p>
<p>成田委員</p>	<p>資料3の10ページのKPIについて、目標値に届かない中で運行時間と曜日の拡大を令和6年1月から行うとのことですが、どのくらいの期間行うことで、この目標値の達成を目指すのか、また、最終的な評価をどのように捉えるのかお伺いできればと思います。</p>

<p>事務局 (戸田主任主事)</p>	<p>実証運行を行っている令和7年9月まで実施することによってどれぐらい利用が増えるかを見ていきたいと考えています。これまでのやり方と拡大後のやり方の両方の数字を見ていきながら、本格導入の検討を行う材料として確認していきたいと考えています。</p>
<p>成田委員</p>	<p>令和7年9月まで実証期間であるので、令和7年9月の時点で目標に達しなかった場合この事業はやめるのか、新たに継続するのかお考えを伺えればと思います。</p>
<p>事務局 (戸田主任主事)</p>	<p>本格導入の基準とは別に目標値を設定していますが、この目標に対するその時点での数値を確認し本格運行するかどうかを検討する材料としたいと思いますので、達成しなかったらすぐにやめるということは今のところ考えておりません。</p>
<p>成田委員</p>	<p>令和7年9月までが実証の期間であるならば、9月になっていきなり終わりということでは市民の方へ説明がつかないと思いますからそれより前に検証しなくてはいけないと思いますので、ご検討をお願いします。</p> <p>一番重要なのは、現在目標値に達していないから今回拡大するのであって、その取組の効果については令和7年9月を待たずに本協議会での報告をご検討いただきたいと思います。</p>
<p>成田委員</p>	<p>資料8ページについて、乗合率の推移が示されているのですが、この変動の原因が何か想定されていて、それを踏まえて今回の拡大としたのかどうかお伺いできればと思うのですが。</p>
<p>事務局 (戸田主任主事)</p>	<p>傾向といたしまして、利用件数が高くなれば乗合率が高くなるということが若干見えております。それを踏まえまして、利用件数の増を図ることによって、乗合率も向上するのではないかと考えているところでございます。</p>
<p>成田委員</p>	<p>13ページの運行地区の拡大について、令和6年10月に地区を拡大するということですが、今回時間や曜日を変更しこれを検証するのは令和7年9月とのことで伺いましたが、その結果を踏まえないで進めるということについて、説明をいただきたいということと、拡大地区は検討中ということですが、交通事業者等の関係機関との調整を行うと記載されていますが、どのタイミングで行われるのかお伺いできればと思います。</p>
<p>事務局 (戸田主任主事)</p>	<p>拡大時期においては、地域公共交通計画の中で令和6年度に1地区拡大することとしておりますので、これに基づいて令和6年10月から地</p>

成田委員	<p>区の拡大を行うものでございます。また、交通事業者等の関係機関との調整については、14ページの検討事項によって事務局の方でまず案を出させていただいて、2月の本協議会の前に、市内に事業展開する交通事業者にご意見を伺っていきたくと考えております。</p> <p>私が伺いたいのは、今回長浦地区の実証内容を1月から変更するということですが、その検証結果を待たずに他の地区の拡大を検討することについて、ご説明をお願いしたいということなのですがいかがでしょうか。</p>
事務局 (平野次長)	<p>運行地区の考え方というところにも書かせていただいているのですが、まず今長浦地区で実証を行っており、公共交通計画の中で次の拡大地区を検討する中で、こういったデマンド交通の先進事例を研究しておりますと、例えば1人の方が1台の車両を市の端から端まで移動するのに使用してしまうと、車両の非効率性が出てくるという事例が見受けられました。そのため、本市でも車両の効率性を高めるための実証を行うために新たな地区を早めの実証して、最終的にどのような形がよいか検討した方がよいのではないかとということで今回10月の地区拡大を検討しています。また、10月という時期については、こういった事業を始める場合には国や県の補助金を受けられるスキームが、10月を基本としているため、この事業の開始時にもそれを踏まえて10月としていたためそれも加味して10月として今のところ予定しています。</p>
成田委員	<p>今のようなご説明があれば理解できますが、こういう課題があるという具体的な内容を本協議会に示していただいて、長浦地区の実証の結果を待たずに実証地区を拡大したいという考えについて、協議会で議論すべきではないかと思います。それによって、よりよい計画になっていくのではないかと思いますのでそこはお願いしたいと思います。</p>
成田委員	<p>今の説明の中ででた他の自治体の事例について具体的に教えていただけますでしょうか。</p>
事務局 (戸田主任主事)	<p>同じチョイソコのシステムを使っている自治体で、愛知県豊明市、兵庫県猪名川町、長崎県雲仙市を参考にしております。</p>
成田委員	<p>関東地区ではないのは何か理由があるのでしょうか。</p>
事務局 (戸田主任主事)	<p>このチョイソコのシステムはAIを利用しており、他のシステムを利用しているデマンド交通とは内容が異なるため、このチョイソコを利用している自治体で、運行を開始してからある程度時間をかけていて、数字なども見えてきていることから、他県で展開しているところを参考に</p>

	<p>しております。</p>
<p>成田委員</p>	<p>14ページの運賃の考え方と今後のスケジュールについて、運行計画の承認というのが令和6年2月頃になるとのことですが、その後の公聴会等の広く意見聴取を行う際に周知する内容は、この2月の段階で完成版として示されるという認識でよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局 (戸田主任主事)</p>	<p>2月の段階で、意見の公聴などの内容も含めてこの案の中に示していきたいと考えております。それを踏まえて最後5月の段階で最終的な運行計画についてお諮りしたいと考えております。</p>
<p>成田委員</p>	<p>意見の聴取方法は公聴会でしょうか。</p>
<p>事務局 (戸田主任主事)</p>	<p>意見の聴取方法については2月の計画案の際にあわせてお諮りしたいと考えております。</p>
<p>成田委員</p>	<p>確認ですが、本協議会で承認を得てから運賃協議に移行するという考え方でよろしいでしょうか。</p>
<p>小島委員</p>	<p>2月の本協議会で運行計画案の承認をいただきますので、運賃と区域についてはその場で協議いただきます。それを受けて3月に意見聴取を行います。公聴会なのかパブリックコメントなのかはまだ検討中ですが、通常パブリックコメントは1か月が標準期間となっておりますが、それを短くすることも可能となっております。パブリックコメントでいただいた意見に対する回答をお示しすることになりますので、市の考え方をまずまとめて、5月の協議会で運行計画とその対応方針についての承認をいただいてから公表するということになります。ですから2月の案の段階で区域も運賃も示すことになります。</p> <p>また、先ほどの地区拡大の時期については、地域公共交通計画の中で令和6年と明記されています。今回長浦地区で実証運行を始めた理由はこれまでも申し上げておりますが、長浦地区は本市の全体の地区特性の縮尺版であろうということを踏まえて実証運行を行っております。今回1年間実証運行を行う中で過疎地でも住宅地でも利用状況に大きな変化がないという中で、本来このデマンド交通を行っている目的として、市民の移動手段の確保を目指しているものですから、早期に全市民に移動手段の確保を進めていきたいと考えておりますので、計画に基づき進めていくものでございます。</p>
<p>成田委員</p>	<p>令和6年10月から地区拡大を行うことを否定するものではありませんが、他の地区に拡大する時は既存の路線バスやタクシー事業にも大きな影響が出るのでまずは長浦地区の検証、評価を行ってから次の地区</p>

<p>小島委員</p>	<p>を調整するという事務局の答弁をいただいていたので確認のために伺いました。</p> <p>当然今回の事業を行っていく中でバス事業者、タクシー事業者の意見を伺いながら進んで行くことは大前提になると思いますので、これについては、今後も調整を十分図っていきたいと考えております。</p>
<p>西田委員</p>	<p>このデマンド交通という事業は、既存の公共交通事業者としては極めてデリケートになる部分もあるかと思いますが、住民としましては、利用者がある程度確保されて、さらに地域が拡大されれば利便性が上がるということで非常に歓迎しているところがあります。実証実験ですから様々なことを試してみるということが機会としてできるのであれば、やっていただいて、またその結果をこの協議会で議論をいただき、より良い方法を検討していただければと思います。</p>
<p>成田委員</p>	<p>私もこの事業については賛成の立場でありますので、試験的な取り組みは利用者の拡大、公共交通の活性化には有効であると考えております。いろいろな指標が独り歩きしてなかなか理解しづらいところがあってはいけないので、今回時間拡大などを行っていきますが、そのあたりも協議会の中でしっかりと検証したうえで、新たなチャレンジを行うということが、市民の方の足の確保という面では必要であると思います。</p> <p>1月から時間と曜日の拡大を行います。その結果どういう傾向だったのかなどを5月の協議会で示していただき、次に展開する時に検討材料とするという進め方をしていく必要があると思いますので、その都度データを出しながら意見交換をしていくようにしていただければと思います。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>他に質疑はございませんか。それでは、今後の進め方で注意しながらやっていく必要はありますけれども、今日ご提示のあったデマンド交通の実証実験の今後の取り組み等につきましては、このような形で計画に沿って進めていただくということで進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>次に議題4「その他」について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (佐伯主査)</p>	<p>(事務局より、資料4に基づき説明)</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、質疑をお受けしたいと思っております。ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、</p>

<p>成田委員</p>	<p>ご発言をお願いいたします。なお、複数質問がある場合も、おひとつずつ質問をお願いいたします。</p> <p>協議会の規約改正について「必要に応じ協議会に分科会を置くことができる」となっているがこれが恣意的にならないか懸念があります。先ほどの質問の中で、公聴会や運賃協議会を行う前に本協議会に説明があるということではありましたが、運賃の協議については「あらかじめ協議会の承認を受けて」という記載を規約の中に入れていただきたい。</p> <p>また、今回この場で承認を得たいというご説明でしたが、規約という重要な部分であることと、欠席の委員の方もいらっしゃいますので後日書面などでも構いませんので改めて協議いただけたらと思いますがいかがでしょうか。</p>
<p>事務局 (佐伯主査)</p>	<p>他市の事例なども確認したうえで、指摘のあった内容を入れられるよう調整し、後日書面会議をさせていただきます。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>他に質疑はございませんか。それでは、ご指摘の部分を調整し、後日書面会議で後日採決を取らせていただきます。</p>
<p>事務局 (勝畑副参事)</p>	<p>以上で議題の4を終了いたします。以上で本日予定された議題の審議は全て終了いたしましたので進行を事務局にお返しします。</p>
<p>事務局 (勝畑副参事)</p>	<p>長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございます。 以上をもちまして令和5年度第2回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会を閉会いたします。</p>
<p></p>	<p>(閉会 午前11時20分) 以上</p>

令和5年度 第2回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会
会 議 次 第

日 時：令和5年11月17日(金)午前9時30分
場 所：袖ヶ浦市役所北庁舎3階災害対策室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- (1) 公共交通の現況について（鉄道）
- (2) 地域公共交通計画事業の令和5年度取組の進捗状況について
- (3) デマンド交通実証事業の状況（令和4年10月～令和5年9月分）
及び今後の取組について
- (4) その他

4 閉 会

袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

(敬称略)

番号	氏名	所属・役職	出欠
1	鈴木 文彦	交通ジャーナリスト	○
2	高橋 直人	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官	○
3	小松 直人	千葉県総合企画部交通計画課企画調整班長	○
4	鈴木 一三	千葉県県土整備部君津土木事務所維持課長	○
5	佐川 正和	千葉県木更津警察署交通課長	○
6	成田 斉	一般社団法人千葉県バス協会専務理事	○
7	高橋 晴樹	日東交通株式会社運輸部部長	○
8	深山 宏樹	小湊鐵道株式会社バス部部長	○
9	鈴木 利和	千葉県タクシー協会理事 (房総タクシー株式会社)	○
10	村山 直樹	日東交通株式会社乗務員代表	×
11	正能 俊輔	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社 企画総務部 経営戦略ユニット ユニットリーダー	○
12	小泉 和美	袖ヶ浦市自治連絡協議会(高須区)	×
13	小泉 友幸	袖ヶ浦市自治連絡協議会(今井中央自治会)	×
14	吉田 文雄	袖ヶ浦市自治連絡協議会(のぞみ野自治連合会)	×
15	西田 隆司	袖ヶ浦市自治連絡協議会(もみの木台自治会)	○
16	小野 喜実	袖ヶ浦市自治連絡協議会(吉野田区)	○
17	東原 良仁	袖ヶ浦市シニアクラブ連合会	○
18	安藤 洋子	公募委員	○
19	久木田 良子	公募委員	○
20	山上 拓也	袖ヶ浦市社会福祉協議会事務局長	○
21	小島 悟	袖ヶ浦市企画政策部長	○

令和5年度 第2回 袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会

資料

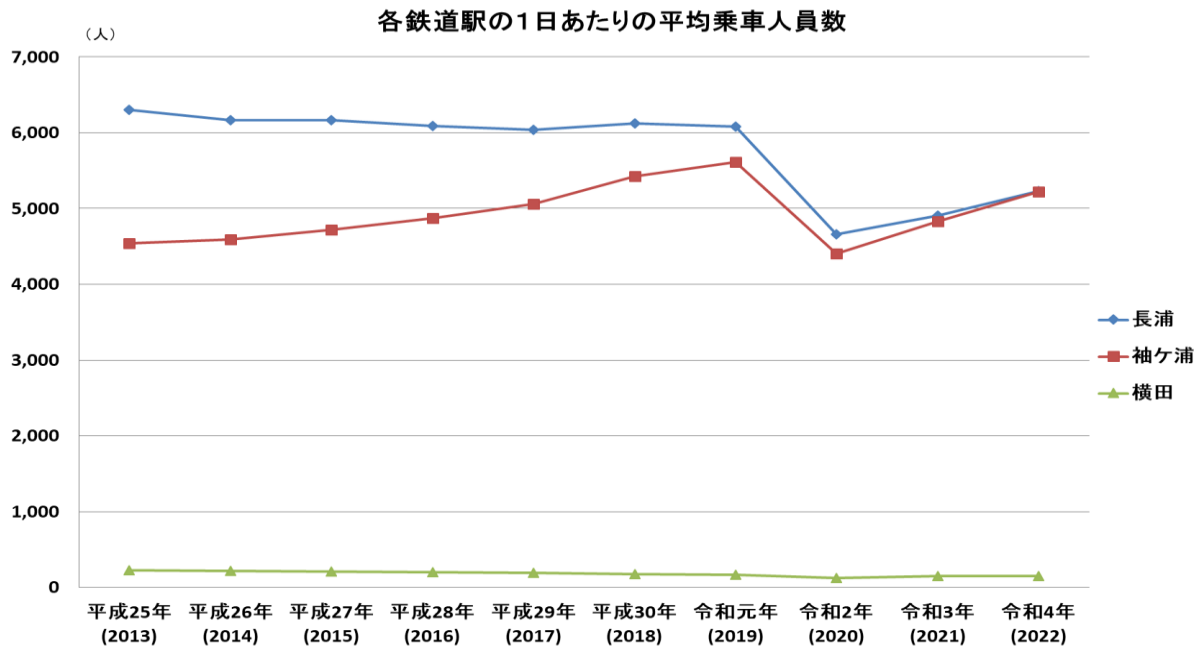
目次

- P1 【資料1】市内公共交通の現況について（鉄道）
- P2～4 【資料2】地域公共交通計画事業の令和5年度取組の進捗状況について
- P5～15 【資料3】デマンド交通実証事業の状況（令和4年10月～令和5年9月分）及び今後の取組について

議題（1）市内公共交通の現況について（鉄道）

1. 鉄道の状況について

(1) 1日あたりの平均乗車人員数について



駅名		平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
長浦	定期外	1,508	1,560	1,520	1,527	1,532	1,560	1,482	909	1,065	1,233
	定期	4,793	4,607	4,643	4,560	4,504	4,561	4,601	3,746	3,841	3,997
	合計	6,301	6,167	6,164	6,088	6,036	6,121	6,084	4,655	4,906	5,231
	前年比		▲2.1%	▲0.0%	▲1.2%	▲0.9%	1.4%	▲0.6%	▲23.5%	5.4%	6.6%
袖ヶ浦	定期外	1,157	1,223	1,245	1,326	1,378	1,535	1,542	1,019	1,235	1,548
	定期	3,381	3,365	3,473	3,547	3,679	3,891	4,072	3,382	3,593	3,669
	合計	4,538	4,588	4,719	4,873	5,058	5,427	5,615	4,402	4,828	5,218
	前年比		1.1%	2.9%	3.3%	3.8%	7.3%	3.5%	▲21.6%	9.7%	8.1%
横田	定期外	53	50	50	49	47	45	41	29	29	31
	定期	176	168	162	151	148	133	123	94	116	121
	合計	230	219	212	200	196	179	165	124	146	153
	前年比		▲4.8%	▲3.2%	▲5.7%	▲2.0%	▲8.7%	▲7.8%	▲24.8%	17.7%	4.8%

(単位：人)

- J R長浦駅・袖ヶ浦駅・横田駅のいずれについても、令和3年から2年連続で増加した。しかしながらいずれもコロナ禍以前の水準には戻っていない。

議題（2）

地域公共交通計画事業の令和5年度取組の進捗状況について

1. 各事業の進捗状況について

(1) 各事業の進捗状況

【事業2】地域内移動手段の検討

実施主体	◎本市、○タクシー事業者、○地域
実施内容	① デマンド型乗合送迎サービスの実証運行（チョイソコがうら）
計画	①令和4年10月～令和7年9月 長浦地区で実証運行中 令和5年5月～ 他地区での実証運行検討
取組状況	① 実証運行中 ※令和4年10月から令和5年9月までの状況等については議題（3）で説明。 令和6年度に他地区での実証運行に向け検討中。

【事業3】鉄道（JR内房線、JR久留里線）の利用促進

実施主体	◎鉄道事業者、○本市、○千葉県
実施内容	①JR久留里線活性化協議会の活動を推進
計画	①4月 久留里線沿線イベントに合わせ、PR活動を実施 6月～7月 ツイッタープレゼントキャンペーン実施 7月 久留里線沿線イベントに合わせ、PR活動を実施 7月～ ツイッターで利用促進のための情報を定期的に発信 12月 乗り方教室
取組状況	①久留里線活性化協議会の取組 ・沿線イベントでの啓発グッズの配布 (ええもんいち 4/23、久留里夏まつり 7/16、久留里城まつり 10/15【中止】、ええもんいち秋 11/26 ほか) ・ツイッタープレゼントキャンペーン (5/26～7/3) フォロワー約1,000人増加、リツイート数約1,400件 ・X(旧ツイッター)で定期的な情報発信を実施中 ・久留里線乗り方教室 (12/17)

【事業 5】 高速バスの利便性向上

実施主体	◎バス事業者、○本市
実施内容	①袖ヶ浦バスターミナルに乗り入れていない既存路線の乗り入れを検討・協議 ②袖ヶ浦駅と袖ヶ浦バスターミナルの結節強化のため既存路線バスルートの変更等を検討
計画	① 6月～7月 乗り入れ協議する路線の選定 8月～1月 関係自治体と協議 2月 事業者へ申し入れ ② 7月～随時 袖ヶ浦駅-袖ヶ浦バスターミナル間の路線バスの利用状況の確認・検討
取組状況	① 乗り入れ協議する路線について調査・検討中 ② 未実施

【事業 8】 運転免許証自主返納の促進に向けた検討

実施主体	◎本市、○木更津警察署、○バス事業者、○タクシー事業者、○地域
実施内容	高齢者運転免許証自主返納支援事業と優待制度の周知
計画	4月 市ホームページや広報紙に掲載
取組状況	実施済（広報そでがうら4月号、市ホームページ掲載）

【事業 9】 公共交通マップの作成・配布

実施主体	◎本市、○鉄道事業者、○バス事業者、○タクシー事業者
実施内容	①公共交通マップに掲載する情報の検討
スケジュール	① 1月～ 掲載する情報の検討・整理
取組状況	他市の事例等を調査中（旭市 総合公共交通マップ）

【事業 1 1】意識啓発を促す利用促進活動の展開

実施主体	◎本市、◎鉄道事業者、◎バス事業者、◎タクシー事業者、○地域
実施内容	①高校生お試し乗車 ②バスの乗り方教室 ③新たな利用促進活動（公共交通フェスタ等）の調査・検討
スケジュール	① 7月 企画検討 7月～8月 事業者との協議、袖高との協議 9月 お試し乗車実施（利用者アンケート） 12月 利用者アンケート回答者へ事後アンケート ② 10月または11月 市民会館・公民館まつりでの実施を調整 ③ 7月～ 他市事例調査、実施内容の検討
取組状況	① 高校生無料お試し乗車（9/1～30） のぞみ野長浦線、のぞみ野平岡線、代宿団地袖ヶ浦バスターミナル線の3路線で実施。合計で延べ837人の利用があった。 ※以下路線別実績。カッコ内は前年度の実績（前年度は6月実施）。 ・のぞみ野長浦線 15人（13人） ・のぞみ野平岡線 788人（765人） ・代宿団地袖ヶ浦BT線 34人（34人） ・合計 837人（812人） ②市民会館まつりで実施（11/4） 参加者 42名 ※うち子ども24名 ③他市事例調査中（イオンモール富津 運転のお仕事説明会）

【事業 1 2】運転手の確保策の実施

実施主体	◎バス事業者、◎タクシー事業者、○本市、○地域
実施内容	①市ホームページに事業者の採用情報を掲載・SNSで随時発信 ②就職説明会等の開催の検討
スケジュール	① 7月～ 実施 ② 7月～ 既存就職説明会への参加を調整 就職説明会等の他市事例調査
取組状況	① 市ホームページでバス事業者の採用情報を掲載（8月～） 広報そでがうらで路線バスの利用促進の特集と併せて、採用情報HPを掲載（9月号） ② 高校生向け就職説明会でバス事業者の募集チラシを配布（6/29）

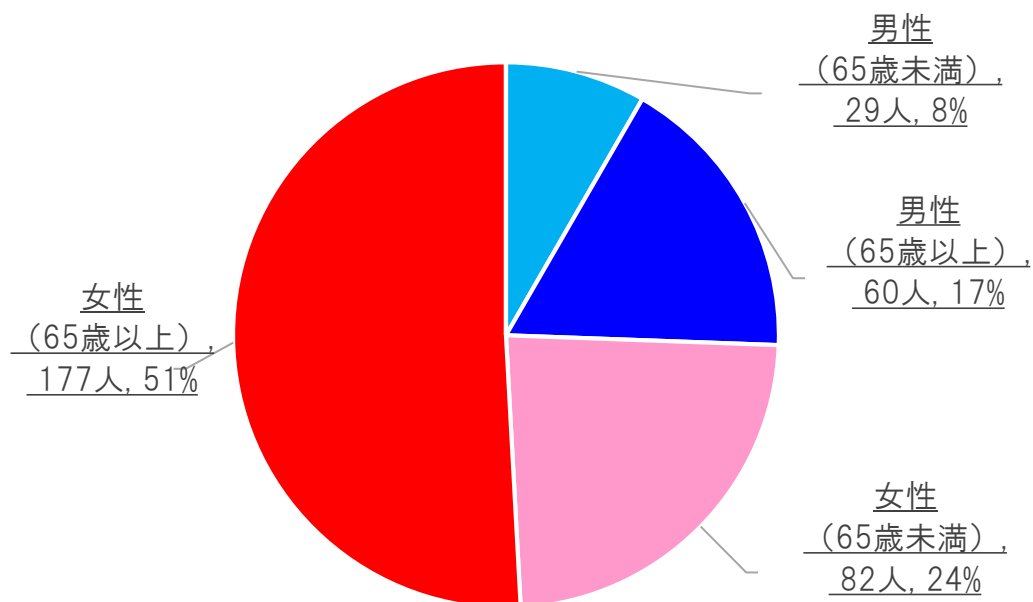
議題（3）デマンド交通実証事業の状況及び今後の取組について

1. 令和4年10月から令和5年9月までの利用状況

(1) 月別の利用件数

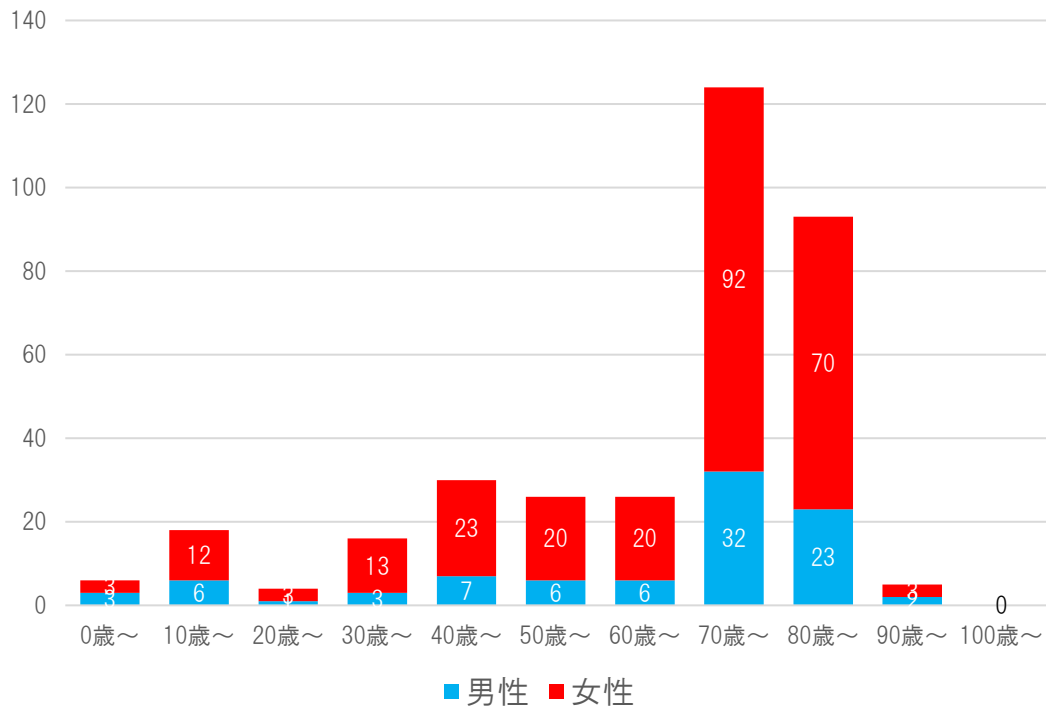
令和4年度		令和5年度	
10月	183件	4月	409件
11月	244件	5月	398件
12月	230件	6月	453件
1月	205件	7月	565件
2月	293件	8月	612件
3月	363件	9月	557件
合計		4,512件	

(2) 利用者の性別・高齢者割合



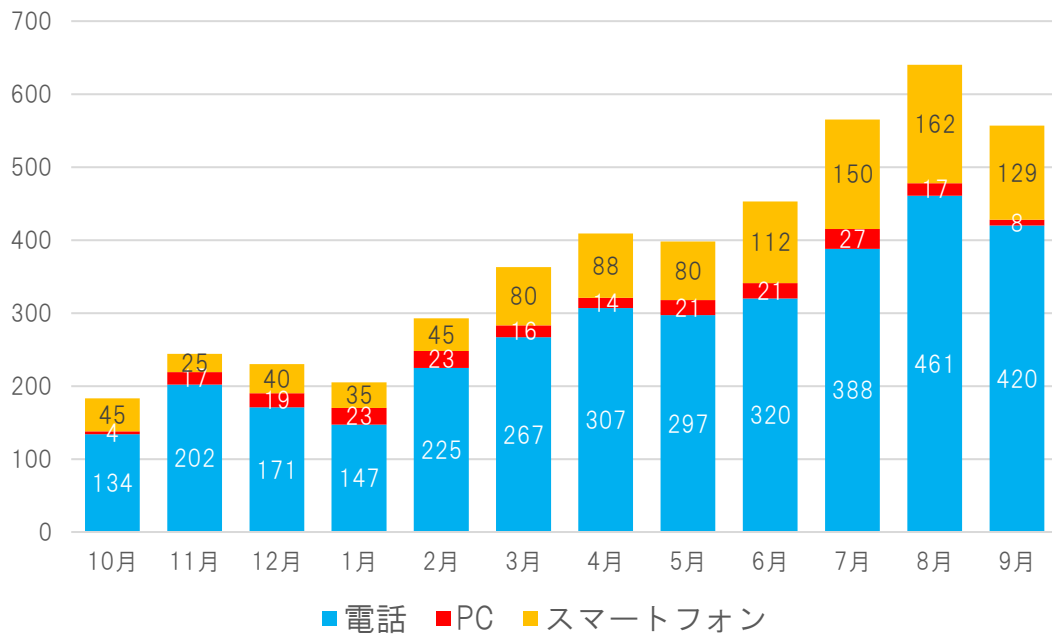
※期間内に一度でも利用したことがある方を、性別ごとに高齢者（65歳以上）に分け、割合を表示。

(3) 年代別の利用者数（性別内訳）

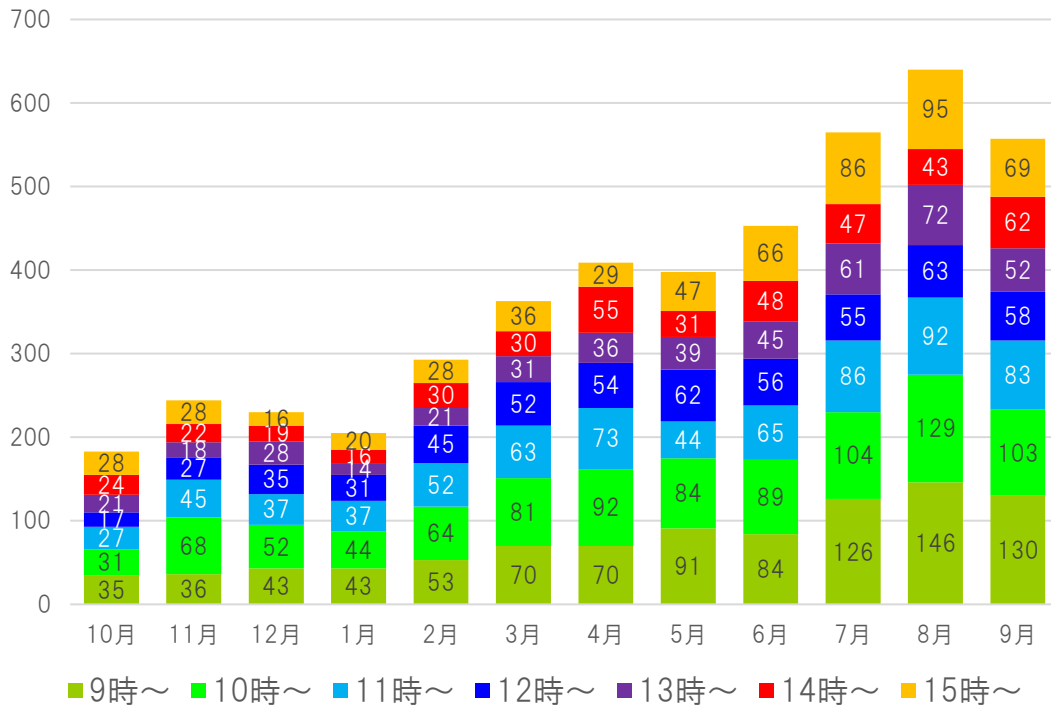


※期間内に一度でも利用したことがある方の人数を、性別と年代別に分けて表示。

(4) 利用時の予約方法

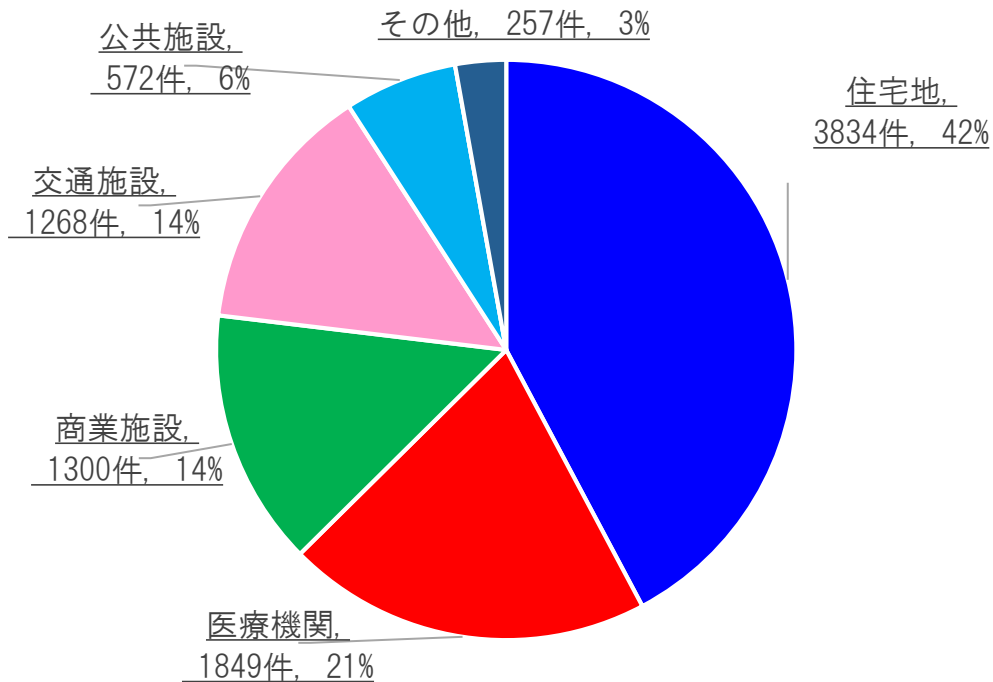


(5) 時間帯別の利用件数



※各月ごとの予約件数に関して、出発した時間帯による内訳を表示。

(6) 停留所カテゴリ別の利用件数



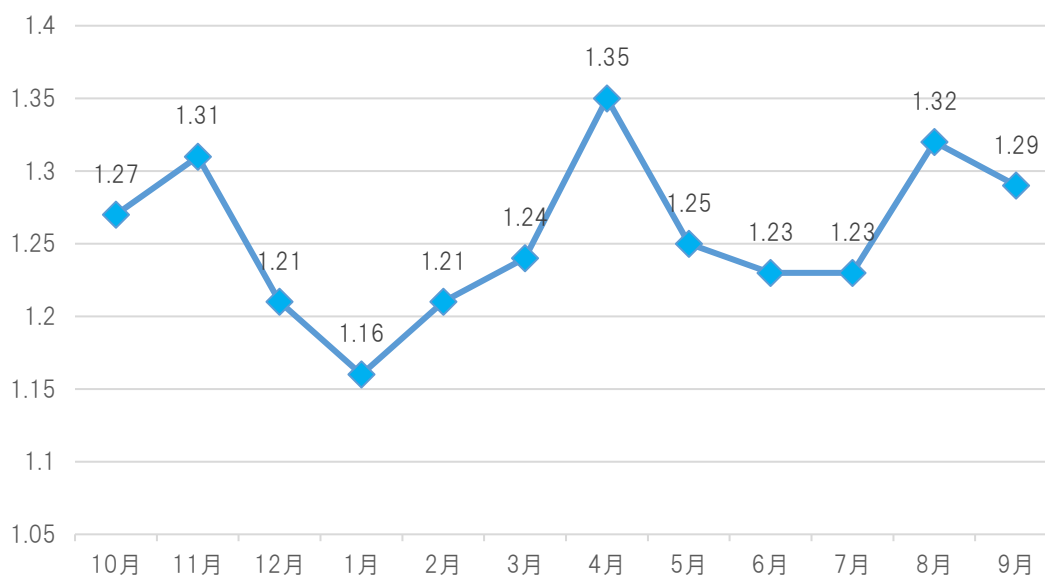
※期間内に利用された乗降場の、カテゴリ別の利用回数、および割合を表示
乗車利用と、降車利用の両方を計上。

(7) 停留所別の上位10位 利用回数

1位	イオン長浦店	841回	6位	蔵波県営住宅	228回
2位	JR長浦駅	800回	7位	代宿第4分区①	227回
3位	さつき台病院	413回	8位	田部整形外科	226回
4位	JR袖ヶ浦駅	373回	9位	長浦駅前6丁目①	212回
5位	渋田分区集会所	333回	10位	浜宿団地③	186回

※期間内に利用された乗降場の合計利用回数を算出し、上位10位の乗降場の利用回数を表示。

(8) 乗合率の推移



※月ごとに、乗降場の各区間内で、平均で何人乗り合わせたかを表示。

(9) 運賃収入

令和4年度		令和5年度	
10月	62,963円	4月	140,789円
11月	81,055円	5月	135,687円
12月	72,748円	6月	153,234円
1月	68,917円	7月	188,952円
2月	100,952円	8月	221,617円
3月	128,369円	9月	187,180円
合計		1,542,463円	

(10) 負担金

令和4年度		令和5年度	
9月	3,362,042円	4月	2,072,371円
10月	2,998,210円	5月	2,190,180円
11月	2,700,655円	6月	2,267,492円
12月	2,745,978円	7月	1,980,814円
1月	2,557,093円	8月	2,133,411円
2月	2,521,855円	9月	2,016,797円
3月	3,076,987円	合計	32,623,885円

2. 各種目標値等の状況

(1) K P I (中間目標) の達成状況

K P I	R 4 年度		R 5 年度	
	目標値	実績	目標値	9 月末
高齢者の年間利用者数 (人)	4 0 0	1 2 6	7 0 0	2 0 2
利用者一人当たりの年間利用回数 (回)	1 2	8	3 0	1 0
利用登録者数 (人)	9 0 0	8 0 0	1, 5 0 0	1, 0 9 9
健康づくりや地域経済の活性化に協力する企業数 (社)	5	0	1 5	0

(2) 長浦地区の本格導入の基準に対する現状

項目	基準値 (令和 7 年 3 月末時点)	現状値 (令和 5 年 9 月末時点)
乗合率	1. 5 0 以上	1. 2 9
年間利用者数	5 0 0 人以上	2 9 3 人
収支率	1 5 % 以上	7. 4 3 %

※乗 合 率 = 乗車時の合計人数 / 合計区間数

年間利用者数 = 利用実人数 (1 人が何度利用しても 1 人として計算)

収 支 率 = 総収入 (運賃収入 + 協賛金) / 総事業費

3. これまでの取組み

(1) チョイソコ通信の発行

会員を対象とした情報紙の発行を行った。

発行：令和5年5月（利用状況、利用者の声、停留所の追加など）

令和5年9月（お試し乗車の実施、利用方法の提示など）

(2) 停留所施設へのポスター掲示や申込書の設置

停留所となっている商業施設や医療機関においてポスターの掲示と申込書の配布を行った。

ポスター掲示：令和5年3月（39枚）

令和5年9月（68枚）

申込書の配布：令和5年3月以降継続的に配布

(3) PR動画の作成及び各種SNS等での情報発信

利用の方法や利用者の声を収録した動画を作成し、市のホームページや各種SNSで情報発信を行った。

(4) 地域住民への周知活動

地域の住民が集まる場に訪問し、事業の説明や臨時の会員登録会を行った。

訪問数：15回

出席数：約300名

(5) 停留所の追加

利用者からの要望等を基に、施設管理者や運行事業者等への確認を行い、可能な限り停留所の追加を行った。

停留所追加：令和5年1月（5箇所）

令和5年5月（5箇所）

4. 今後の実証運行における取組み

(1) 運行時間の延長及び運行曜日の拡大

事業開始以降、65歳以上の利用が大半を占めている中、65歳未満の方も含め、より多くの方が利用しやすい環境を整えることで、更なる利用の増加が図られるか検証するため、交通事業者等の関係機関と調整の上、運行内容を変更したい。

① 変更時期

令和6年1月

② 変更内容

【現行】運行日：月曜日から金曜日まで（土日、祝日、年末年始を除く）

運行時間：午前9時から午後4時まで（午後4時降車完了）

【変更案】運行日：月曜日から**土曜日**まで（日曜日、祝日、年末年始を除く）

運行時間：午前9時から**午後5時**まで（**午後5時**降車完了）

※予約においても、運行日の午後5時までの予約を可能とする。

③ 期待できる効果

【65歳未満】

- ・65歳未満の中でも一定の利用がある10代は、主に学校帰りに駅から自宅への利用や、放課後に学習塾へ行くために利用しており、午後4時以降の利用も見込める。
- ・現在の運行時間等では日中に仕事をしている20代～50代にとって物理的に利用が難しい状況だが、休日にも運行することによって一定の利用が見込める。

【65歳以上】

- ・午後の通院の場合、行きはチョイソコを利用できるが、帰りが利用時間を過ぎてしまうため、午後4時以降の利用が見込める。
- ・公民館のイベントなど、休日に実施している行事等を目的とする外出について、一定の利用が見込める。

④ 経費

令和5年度総事業費

当初見積額 31,191,640円（税込）

変更後見積額 32,352,728円（税込）

差し引き 1,161,088円（税込）の増

※増額分の内訳

→コールセンター委託費（約65万円）、運行委託費（約50万円）

※上記金額から運賃等が差し引かれることにより、市の負担金としては当初予算額に収まる見込み。

(2) 運行地区の拡大

袖ヶ浦市地域公共交通計画に基づき、実証運行を行っている長浦地区の状況を確認・分析し、地域特性を踏まえた拡大地区の検討を行っている。

① 長浦地区の現状と分析

現在の長浦地区における利用傾向として、主に次の2点が上げられる。

- ・利用件数は概ね人口に比例する。
- ・人口が少ない地域は、利用件数は少ないが利用割合が高い。

<【参考】令和5年9月末時点の利用状況>

	今井	今井 1～3丁目	久保田	久保田 1～2丁目	代宿
人口	201人	1,602人	2,220人	425人	2,083人
利用件数	5件	517件	667件	150件	548件
利用割合	2%	32%	30%	35%	26%

	蔵波	蔵波台 1～7丁目	長浦	長浦駅前 1～8丁目	長浦地区 全体
人口	6,691人	8,510人	115人	5,418人	27,265人
利用件数	467件	1,244件	0件	788件	4,386件
利用割合	7%	15%	0%	15%	16%

<長浦地区の状況から見えてくる地域特性>

- ・長浦駅周辺の住宅や商業施設、医療機関が密集する地域（蔵波台、長浦駅前）は、人口も多く外出時の目的地となる施設が多く分布していることにより利用件数が多い。
- ・郊外の人口が少なく、外出時の目的地となる施設も少ない地域（今井1～3丁目、久保田、久保田1～2丁目、代宿）は、利用割合が高く、公共交通へのニーズが高い。

② 予定する拡大時期

令和6年10月

③ 拡大地区

検討中

→以下の検討事項に加え、交通事業者等の関係機関と調整の上、選定する。

④ 検討事項

【各地区の特性の考え方】

長浦地区の状況から、人口や医療機関、商業施設等が密集する地域は利用件数が見込め、その他の地域は公共交通へのニーズが高く利用割合が高くなると見込める。

このことが、市内の各地区ではどのように言えるのか、他の公共交通への影響を踏まえ検討する。

【運行台数の考え方】

現在の総事業費から概算で1台あたり1,500万円を超える経費がかかる。

拡大する地区で見込まれる利用件数等に対し、費用面や他の公共交通への影響を踏まえ、どこまでのサービスを提供できるか検討する。

【運行区域の考え方】

長浦地区と拡大地区を一つの運行区域とすると、1回の運行時間が長くなる。

他自治体のデマンド交通を参考に、運行区域を区切ることや、一定の場所で乗り換えを必要とすべきか等、他の公共交通への影響を踏まえ検討する。

【運賃の考え方】

拡大する地区は道路運送法第4条の許可となることから、運賃を設定する際は、申請前の利用者・利害関係者への公聴会等や運賃協議会の開催を要する。

長浦地区の運賃も合わせて見直すことも含め、他の公共交通への影響を考慮し、分かりやすい運賃設定について検討する。

⑤ スケジュール

令和6年	2月頃	令和5年度第3回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会 ・拡大地区を含めた運行計画（案）の承認
令和6年	3月中	運賃設定にかかる道路運送法に基づく意見聴取の実施
令和6年	4月中	運賃設定にかかる道路運送法に基づく運賃協議会の実施
令和6年	5月頃	令和6年度第1回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会 ・運行計画の承認
令和6年	6月頃	道路運送法第4条に基づく申請
令和6年	10月	拡大地区での運行

その他_各年度における実証内容

1 令和4年度

事業計画に基づき、令和4年度は以下の内容を確認・検証した。

(1) 利用者の利用目的について

住宅地	医療機関	商業施設	交通施設	公共施設	金融機関	その他	合計
1,228件	755件	433件	347件	173件	74件	26件	3,036件

※停留所カテゴリ別の利用件数（乗車時と降車時でそれぞれ1件ずつカウント）

- ◆多くの利用者が乗降場所として利用する自宅近くの住宅地停留所を除くと、外出時の目的地としては、最も利用が多かった医療機関をはじめ、商業施設や交通施設の利用がその他のカテゴリを大きく上回り、住宅地を含めた全体でも半数を占めている。

(2) 利用者の性別や年齢層について

男性		女性		全体	
65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
16人	26人	46人	100人	62人	126人

※期間内に1回でも利用した人数を記載。

- ◆年齢では65歳以上の利用が約7割となり、女性の利用が8割に迫るなど、利用者層の偏りが見られる。

(3) 人口密度の大小による利用頻度の違い

	今井	今井 1~3丁目	久保田	久保田 1~2丁目	代宿
人口密度	3,522人	5,477人	589人	4,382人	1,182人
利用件数	5件	161件	303件	65件	114件

人口	199人	1,617人	2,254人	431人	2,130人
面積	0.06km ²	0.30km ²	3.83km ²	0.10km ²	1.80km ²

	蔵波	蔵波台 1~7丁目	長浦	長浦駅前 1~8丁目	長浦地区 全体
人口密度	1,041人	6,790人	95人	6,540人	1,745人
利用件数	129件	395件	0件	267件	1,439件

人口	6,586人	8,567人	111人	5,451人	27,346人
面積	6.33km ²	1.26km ²	1.17km ²	0.83km ²	15.67km ²

※人口密度は1平方キロメートル当たりの人口（地域ごとに【人口/面積】）
人口は令和5年3月末時点の住民基本台帳、面積は令和2年国勢調査の数値を基に算出。

- ◆人口密度が3,000人を超える地区と比較すると、利用件数が3桁を超える地区もあれば、今井のように5件に留まっている地区もあるなど、人口密度の大小は利用頻度に影響がない。

議題（４）その他

道路運送法の改正に伴う袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議 会規約の改正について

1. 改正の概要について

（１）改正の目的

① 運賃協議分科会の設置

令和 5 年 4 月に改正された道路運送法の施行に伴い、10 月 1 日以降、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定または変更の協議について、別途運賃協議会で協議することとなったため、本協議会の規約改正を行い、運賃協議分科会を設置するもの。

- ◆ 今後、チョイソコがうらの地区拡大による運賃設定などの協議を行うため（令和 6 年 4 月中）。

（２）改正の内容

① 第 3 条（所掌）

- ◆ 本協議会の所掌事務として、第 1 項（3）に「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金に関すること。」を追加する。
- ◆ 第 2 項に各所掌事務の協議について、分科会を設置できる旨を記載する。

② 第 9 条（運賃協議分科会）

- ◆ 運賃協議分科会の設置、構成員等について規定し、運賃協議分科会で決定した事項について、本協議会に報告しなければならない旨を記載する。

袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会規約新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条・第2条 (略) (所掌)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)・(2) (略) (3) <u>一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金に関すること。</u> (4) <u>前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項</u></p> <p><u>2 前項各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。</u></p> <p><u>3 この規約に定めるもののほか、分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p>第4条～第8条 (略) (<u>運賃協議分科会</u>)</p> <p>第9条 <u>第3条第1項第3号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金に関する事項を協議するため、運賃協議分科会を設置する。</u></p> <p><u>2 運賃協議分科会の構成員は、運賃・料金の設定または変更等を希望する一般乗合旅客自動車運送事業者のほか、第4条第2項中、第1号、第4号及び第5号の委員をもって構成する。</u></p> <p><u>3 運賃協議分科会の会長(以下「運賃協議分科会長」という。)は、第4条第2項第1号に掲げる委員をもってあてる。</u></p> <p><u>4 運賃協議分科会の会議は、運賃協議分科会長が議長となる。</u></p> <p><u>5 運賃協議分科会長は運賃協議分科会で決定した事項について、協議会に報告しなければならない。</u></p> <p>第10条～第17条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略) (所掌)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項</u></p> <p>第4条～第8条 (略) (<u> </u>分科会)</p> <p>第9条 <u>第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p>第10条～第17条 (略)</p>

袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会規約（案）

（設置）

第 1 条 袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成、実施及び実施に関し必要な協議を行い、併せて道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した公共交通ネットワークの形成に必要な協議を行うために設置する。

（事務所）

第 2 条 協議会の事務所は袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1 袖ヶ浦市役所内に置く。

（所掌）

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 袖ヶ浦市内の地域公共交通ネットワークに関すること。
 - (2) 計画の策定、実施及び評価に関すること。
 - (3) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項
- 2 前項各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
- 3 この規約に定めるもののほか、分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（組織）

第 4 条 協議会は、委員 21 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のなかから市長が委嘱する。

- (1) 袖ヶ浦市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 鉄道事業者
- (4) 住民又は旅客
- (5) 関東運輸局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (7) 学識経験を有する者その他本協議会の運営上必要と認められる者

- (8) 千葉県警察内から市長が委嘱する者
- (9) 道路管理者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 前条に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- 3 前号以外の委員については、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
(役員)

第 6 条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- 2 会長は、第 4 条に掲げる委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、第 4 条に掲げる委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、協議会の業務を掌握し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。
(会議)

第 7 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。
(会議の運営)

第 8 条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 会議の議決方法は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 前 4 項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に

定める。

(運賃協議分科会)

第 9 条 第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金に関する事項を協議するため、運賃協議分科会を設置する。

2 運賃協議分科会の構成員は、運賃・料金の設定または変更等を希望する一般乗合旅客自動車運送事業者のほか、第 4 条第 2 項中、第 1 号、第 4 号及び第 5 号の委員をもって構成する。

3 運賃協議分科会の会長（以下「運賃協議分科会長」という。）は、第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる委員をもってあてる。

4 運賃協議分科会の会議は、運賃協議分科会長が議長となる。

5 運賃協議分科会長は運賃協議分科会で決定した事項について、協議会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第 10 条 委員は、委員であることにより知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。又、解職後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 11 条 委員は、委員であることにより知り得た個人情報を袖ヶ浦市個人情報保護条例(平成 8 年条例第 15 号)の本旨に従い個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(事務局)

第 12 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、袖ヶ浦市企画政策部企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 13 条 協議会の運営に要する経費は、国の補助金、他の団体等からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第 14 条 協議会に監査委員を 2 人置く。

2 協議会の出納監査は、第 4 条に掲げる委員のうちから会長が指名する。

3 前項の規定により指名を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年11月5日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 第5条の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年1月19日から施行する。ただし、第12条第2項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 第5条の規定にかかわらず、令和3年1月19日時点で委嘱されている委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和5年11月17日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

議題（2）

地域公共交通計画事業の令和5年度取組の進捗状況について

1. 各事業の進捗状況について

（1）各事業の進捗状況

【事業2】地域内移動手段の検討

実施主体	◎本市、○タクシー事業者、○地域
実施内容	① デマンド型乗合送迎サービスの実証運行（チョイソコがうら）
計画	①令和4年10月～令和7年9月 長浦地区で実証運行中 令和5年5月～ 他地区での実証運行検討
取組状況	① 実証運行中 ※令和4年10月から令和5年9月までの状況等については議題（3）で説明。 令和6年度に他地区での実証運行に向け検討中。
今後の取組	長浦地区での実証運行を継続 令和6年2月 本協議会で拡大地区を含めた運行計画（案）を審議

【事業3】鉄道（JR内房線、JR久留里線）の利用促進

実施主体	◎鉄道事業者、○本市、○千葉県
実施内容	①JR久留里線活性化協議会の活動を推進
計画	①4月 久留里線沿線イベントに合わせ、PR活動を実施 6月～7月 ツイッタープレゼントキャンペーン実施 7月 久留里線沿線イベントに合わせ、PR活動を実施 7月～ ツイッターで利用促進のための情報を定期的に発信 12月 乗り方教室
取組状況	①久留里線活性化協議会の取組 ・沿線イベントでの啓発グッズの配布 (ええもんいち 4/23、久留里夏まつり 7/16、久留里城まつり 10/15【中止】、ええもんいち秋 11/26 ほか) ・ツイッタープレゼントキャンペーン (5/26～7/3) フォロワー約1,000人増加、リツイート数約1,400件 ・X（旧ツイッター）で定期的な情報発信を実施中

今後の取組	12月17日 久留里線乗り方教室 令和6年3月 沿線イベントに合わせPR活動を実施
-------	--

【事業5】高速バスの利便性向上

実施主体	◎バス事業者、○本市
実施内容	①袖ヶ浦バスターミナルに乗り入れていない既存路線の乗り入れを検討・協議 ②袖ヶ浦駅と袖ヶ浦バスターミナルの結節強化のため既存路線バスルートの変更等を検討
計画	①6月～7月 乗り入れ協議する路線の選定 8月～1月 関係自治体と協議 2月 事業者へ申し入れ ②7月～随時 袖ヶ浦駅-袖ヶ浦バスターミナル間の路線バスの利用状況の確認・検討
取組状況	① 乗り入れ協議する路線について調査・検討中 ② 未実施
今後の取組	①11月 事業者へ運行可能性などについて調査 12月以降 必要に応じ、関係自治体・事業者と協議 ②1月以降 袖ヶ浦駅-袖ヶ浦バスターミナル間の路線バスの利用状況の確認

【事業8】運転免許証自主返納の促進に向けた検討

実施主体	◎本市、○木更津警察署、○バス事業者、○タクシー事業者、○地域
実施内容	高齢者運転免許証自主返納支援事業と優待制度の周知
計画	4月 市ホームページや広報紙に掲載
取組状況	実施済（広報そでがうら4月号、市ホームページ掲載）

【事業9】公共交通マップの作成・配布

実施主体	◎本市、○鉄道事業者、○バス事業者、○タクシー事業者
実施内容	①公共交通マップに掲載する情報の検討
スケジュール	①1月～ 掲載する情報の検討・整理
取組状況	他市の事例等を調査中（旭市 総合公共交通マップ）
今後の取組	①1月～ 他市事例を参考の上、掲載する情報の検討・整理

【事業11】意識啓発を促す利用促進活動の展開

実施主体	◎本市、◎鉄道事業者、◎バス事業者、◎タクシー事業者、○地域
実施内容	①高校生お試し乗車 ②バスの乗り方教室 ③新たな利用促進活動（公共交通フェスタ等）の調査・検討
スケジュール	①7月 企画検討 7月～8月 事業者との協議、袖高との協議 9月 お試し乗車実施（利用者アンケート） 12月 利用者アンケート回答者へ事後アンケート ②10月または11月 市民会館・公民館まつりでの実施を調整 ③7月～ 他市事例調査、実施内容の検討
取組状況	① 高校生無料お試し乗車（9/1～30） のぞみ野長浦線、のぞみ野平岡線、代宿団地袖ヶ浦バスターミナル線の3路線で実施。合計で延べ837人の利用があった。 ※以下路線別実績。カッコ内は前年度の実績（前年度は6月実施）。 ・のぞみ野長浦線 15人（13人） ・のぞみ野平岡線 788人（765人） ・代宿団地袖ヶ浦BT線 34人（34人） ・合計 837人（812人） ②市民会館まつりで実施（11/4） 参加者 42名 ※うち子ども24名 ③他市事例調査中（イオンモール富津 運転のお仕事説明会）
今後の取組	①12月 利用者アンケート回答者へ事後アンケート

【事業12】運転手の確保策の実施

実施主体	◎バス事業者、◎タクシー事業者、○本市、○地域
実施内容	①市ホームページに事業者の採用情報を掲載・SNSで随時発信 ②就職説明会等の開催の検討
スケジュール	①7月～ 実施 ②7月～ 既存就職説明会への参加を調整 就職説明会等の他市事例調査
取組状況	①市ホームページでバス事業者の採用情報を掲載（8月～） 広報そでがうらで路線バスの利用促進の特集と併せて、採用情報HPを掲載（9月号） ②高校生向け就職説明会でバス事業者の募集チラシを配布（6/29）
今後の取組	②2月～ 次年度開催の就職説明会等の調査及び参加の検討